

「福祉子ども避難所」の設置運営に関する基本的事項について（案）

熊本市において、災害対策基本法に定める災害が発生し、災害救助法が適用された場合に、必要に応じ、熊本市内にある特別支援学校内に事前に締結する協定に基づき設置運営する「福祉子ども避難所」に関する基本的な事項は次のとおりとする。

1 指定する施設

「福祉子ども避難所」として指定する施設は、熊本市内の特別支援学校（現6校）とする。新たに特別支援学校が開設される際には、本避難所設置について協議の上決定する。

2 利用対象者

「福祉子ども避難所」を利用できる対象者は、特別支援学校や特別支援学級に通学する障がい児及びその家族等とする。また、必要に応じ、一般の避難所での生活が困難であるなど特別な配慮を要する障がい児・者及びその家族等とする。

3 協力の要請

災害時において、「福祉子ども避難所」の開設が必要と判断した際は、熊本市は事前に協定等により指定する市内の特別支援学校に対して開設を要請するものとする。

4 運営内容

- ① 要請を受けた特別支援学校は、施設の被害状況を確認の上、可能な範囲で「福祉子ども避難所」を開設するものとする。
- ② 熊本市職員及び当該学校職員等により組織する「避難所運営委員会」により運営するものとし、避難してきた者の保護及び生活に必要な援助を行うものとする。
- ③ 避難所運営委員会は人材、日常生活用品、食糧及び医薬品等の調達に努めるものとする。
- ④ 「熊本市社会福祉協議会」は、避難所運営委員会の要請に基づき、「熊本市災害ボランティアセンター」において看護師、介護福祉士、保育士等の専門職の人材確保に努め、人的支援にあたって協力するものとする。
- ⑤ 運営の詳細については、別途定める「福祉避難所等の設置運営マニュアル」によるものとする。

5 経費の負担

管理運営を行うにあたり、避難所運営委員会が運営に要した費用については、熊本市が負担するものとする。なお、熊本市が負担する経費は、協議の上決定するものとする。

6 開設の期間

「福祉子ども避難所」の開設期間は、災害が発生した日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、協議の上決定するものとする。

7 物資について

- ① 必要に応じて、熊本市が購入する資機材等の物資については、事前に支給するものとし、特別支援学校は管理する施設の一部に保管して、「福祉子ども避難所」が開設された場合において、避難所運営委員会はこれらを使用できるものとする。
- ② 「福祉子ども避難所」を開設した際に必要となる食糧、水、生活用品等の物資については、熊本市が、避難所運営委員会の求めに応じて、必要数量を配送するものとする。